

笠間市の保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の 階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第	市町村民税非課税世帯	4,000円	2,400円	2,400円
第3階層	8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	10,000円	7,000円	7,000円
第4階層	第1階層を除き、前年	40,000円未満	19,000円	16,000円	16,000円
第5階層	分の所得税課税世帯であって、そ	40,000円以上 103,000円未満	33,000円	25,000円	23,000円
第6階層	の所得税の額の区分が次の区分に該当する世	103,000 円以上 413,000 円未満	45,000円	26,000円	23,000円
第7階層	帯	413,000 円以上 734,000 円未満	52,000円	26,000円	23,000円
第8階層		734,000 円以上	58,000円	26,000円	23,000円

備考

- 1 児童の属する世帯が次の掲げる世帯の場合で、次表に掲げる2階層、3階層に認定された場合は、保育料が減額されます。

①母子・父子世帯等

②在宅障害児(者)のいる世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金の障害基礎年金等の受給者

③「その他の世帯」…特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	9,000円	6,000円

- 2 同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している場合には、次のとおり減額計算された額がその児童の徴収金の額となります。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金基準額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している上記以外の児童	0円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。